

3 上級免許状を取得する方法

(1) 臨時免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数												高	別表3-1			
授与を受けようとする免許状		高等学校教諭1種免許状												※ 「昭和29年改正法附則第8項の該当者（学歴が短大卒業と同等以上でない者等）は、別表3-2による。				
有することが必要な免許状		高等学校助教諭免許状												注1 経験年数は、授与を受けようとする教科の高等学校助教諭免許状取得後に勤務した次の職の期間				
経験年数		注1	注2	注3	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上在学者等				(1) 高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部で、授与を受けようとする教科を担当した助教諭又は講師の職	
最低修得単位数		注4	45	40	35	30	25	20	15	10	10	25	20	15	10	(2) 少年院又は海外に在留する邦人のための在外教育施設で文部科学大臣が高等学校と同等の課程を有するものとして認定したものであるものにおいて、授与を受けようとする教科の教育に従事した職		
必修科目	教科に関する専門的事項に関する科目	注5	10	9	7	6	5	4	3	3	3	5	4	3	3	(3) 外国の教育施設又はこれに準ずるもの（独立行政法人国際協力機構法に基づき派遣された場合に限る。）において、授与を受けようとする教科の教育に従事した職		
	各教科の指導法に関する科目	注6	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注2 次の者の経験年数は、「大学3年以上在学者等」の欄を適用する。		
	教育の基礎的理解に関する科目		5	5	5	4	3	3	2	2	3	3	2	2	(1) 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者			
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	(2) 大学（短期大学を含む。）に2年以上及び大学（短期大学を含む。）の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者			
	総合的な探究の時間の指導法		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	注3 5年（大学3年以上在学者等は3年）を超える経験年数には、次の職を通算できる。			
	特別活動の指導法		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	(1) 校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教育長及び指導主事の職			
	教育の方法及び技術		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	(2) 社会教育主事（青年の家、その他の社会教育施設での準ずる職を含む。）の職			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	注4 最低修得単位数は、高等学校助教諭免許状取得後に修得した単位とする。			
	生徒指導の理論及び方法		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	注5 「教科に関する専門的事項に関する科目」の単位は、高別表3-1（教科）により修得する。			
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	注6 「各教科の指導法」の単位は、それぞれ授与を受けようとする教科ごとに修得する。			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		5	5	4	4	3	2	2	1	3	2	2	1	注7 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。				
計		注9	12	11	10	9	7	6	5	4	7	6	5	4	注8 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」を超え「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とした科目から修得する。			
大学が独自に設定する科目	注7	8	8	8	8	8	7	7	3	8	7	7	3	注9 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、点線内は各科目に含まれている事項であり、各科目の事項から選択して修得する。				
合計単位数	注8	30	28	25	23	20	17	15	10	20	17	15	10					

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上 在学者等				高別表3-1(教科)
										3年	4年	5年	6年以上	
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注2 (〇〇及び△△)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。 注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。 注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。 注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。)
	国文学(国文学史を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	漢文学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
地理歴史	日本史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 理科10年の場合、「1又0」の5科目のうち、4科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	外国史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	人文地理学・自然地理学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	地誌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
自由選択科目	6	5	3	2	1				1					
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
公民	「法学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
数学	代数学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。)
	幾何学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	解析学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「確率論、統計学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
コンピュータ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
自由選択科目	5	4	2	1										
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
理科	物理学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 理科10年の場合、「1又0」の5科目のうち、4科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	化学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	生物学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	地学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
自由選択科目	5	4	2	1										
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
音楽	ソルフェージュ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 理科10年の場合、「1又0」の5科目のうち、4科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	声乐(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	指揮法	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
音楽理論・作曲法(編曲法を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
自由選択科目	5	4	2	1										
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
美術	絵画(映像メディア表現を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 理科10年の場合、「1又0」の5科目のうち、4科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	彫刻	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	デザイン(映像メディア表現を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
自由選択科目	6	5	3	2	1				1					
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上 在学者等				高別表3-1(教科)
										3年	4年	5年	6年以上	
工芸	図法・製図	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注2 (〇〇及び△△)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
	デザイン	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	工芸制作(プロダクト制作を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	6	5	3	2	1					1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
書道	書道(書写を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。 注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。 注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。)
	書道史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「書論、鑑賞」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「国文学、漢文学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	6	5	3	2	1					1			
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
保健体育	体育実技	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	生理学(運動生理学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	衛生学・公衆衛生学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1				2	1		
	計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	看護実習	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1				2	1		
	計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	
家庭	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 書道11年の場合、「1又0」の4科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	被服学(被服実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	住居学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	保育学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	5	4	2	1									
計		10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	

○ 教科に関する専門的事項に関する科目（経験年数別最低修得単位数）

経験年数		5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年以上	大学3年以上 在学者等				高別表3-1(教科)
										3年	4年	5年	6年以上	
情報	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1	1X0	1X0	1X0	注1 (〇〇を含む。)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注2 (〇〇及び△△)と記載のある科目は、()内の内容を必ず含めて修得する。 注3 「〇〇、△△、××、…」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
	コンピュータ・情報処理	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1	1X0	1X0	1X0	
	情報システム	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1	1X0	1X0	1X0	
	情報通信ネットワーク	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1	1X0	1X0	1X0	
	マルチメディア表現・マルチメディア技術	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1	1X0	1X0	1X0	
	自由選択科目	5	4	2	1									
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
農業	農業の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注4 〇〇・△△と記載のある科目は、〇〇と△△を必ず修得する。
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
工業	工業の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注5 英語以外の外国語の教科を取得する場合、単位の修得方法は、英語の場合の例による。
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
商業	商業の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注6 自由選択科目は授与を受けようとする免許教科の単位を修得する。(表に掲げる科目を最低修得単位数以上に修得する。)
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
水産	水産の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注7 「1又0」と記載のある科目は、合計単位数と同数の科目を修得する。 * 福祉11年の場合、「1又0」の7科目のうち、3科目を選択し、それぞれ1単位以上を修得する。
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	注8 「職業指導」は、授与を受けようとする免許教科の科目を修得する。(他の免許教科の職業指導は不可。)
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	
	社会福祉援助技術	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	
	介護理論・介護技術	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	
	加齢に関する理解・障害に関する理解	1	1	1	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0	1X0		
	自由選択科目	3	2											
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
商船	商船の関係科目	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	注9 「職業指導」は、授与を受けようとする免許教科の科目を修得する。(他の免許教科の職業指導は不可。)
	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	8	7	5	4	3	2	1	1	3	2	1	1	
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
職業指導	職業指導	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	職業指導の技術	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	職業指導の運営管理	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
英語	英語学	1	1	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1	1	1X0	1X0
	英語文学	1	1	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1	1	1X0	1X0
	英語コミュニケーション	1	1	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1	1	1X0	1X0
	異文化理解	1	1	1	1	1	1	1	1X0	1X0	1	1	1X0	1X0
	自由選択科目	6	5	3	2	1				1				
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	
宗教	宗教学	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	宗教史	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	「教理学、哲学」	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	自由選択科目	7	6	4	3	2	1			2	1			
	計	10	9	7	6	5	4	3	3	5	4	3	3	

○ 臨時免許状から1種免許状を取得する場合
(昭和29年改正法附則第8項の該当者)

高 別表3-2

該 当 者	短期大学士の学位又は準学士の称号と同等以上の資格を有しない者（高卒者等）のうち、次の者 1 昭和29年改正法附則第7項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者 2 昭和29年改正前の免許法第5条第3項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者 3 昭和29年改正前の免許法附則第4項の規定により、高等学校助教諭免許状の授与を受けた者																									
	授与を受けようとする免許状													高等学校教諭1種免許状												
有することが必要な免許状													高等学校助教諭免許状													
必 ず 修 得 す る 科 目	経験年数 注1	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年以上	注1 経験年数は高別表3-1の注1及び注3による。 注2 「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の単位は、北海道教育委員会規則（教育職員免許法施行細則）別表第1により修得する。 注3 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれに準ずる科目から修得する。 注4 「必ず修得する科目」について修得した単位が「合計単位数」を超え、「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とする科目から修得する。							
	最低修得単位数	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10								
	教科に関する専門的事項に関する科目 注2	20	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	7	6	5	4	3	3								
	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 注2	24	24	23	22	20	18	16	15	14	12	11	10	9	7	6	5	4								
大学が独自に設定する科目 注3	16	15	14	13	13	13	11	11	10	8	8	8	8	8	7	7	3									
合計単位数 注4	60	57	54	51	48	45	40	38	35	30	28	25	23	20	17	15	10									